

蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
氏 名
電話番号
(携帯電話番号)
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	種 類	飼育蜂群数
	セイヨウ・ニホン	
	セイヨウ・ニホン	
	セイヨウ・ニホン	
	セイヨウ・ニホン	
	セイヨウ・ニホン	

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	種 類	飼育蜂群数	飼 育 期 間
	セイヨウ・ニホン		月 日から 月 日まで
	セイヨウ・ニホン		月 日から 月 日まで
	セイヨウ・ニホン		月 日から 月 日まで
	セイヨウ・ニホン		月 日から 月 日まで
	セイヨウ・ニホン		月 日から 月 日まで

3 添付書類

個人情報の取扱い及び蜂群配置調整に係る同意書（別紙）

- 注 1 蜜蜂飼育状況は、1月1日（飼育変更届の場合は、変更日）の状況を記入すること。
2 蜜蜂飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
3 飼育場所は、地番まで記入すること。
4 「種類」の欄は、該当する方に○を付すこと。

個人情報の取扱い及び蜂群配置調整に係る同意書

年 月 日
住 所
氏 名

個人情報の取扱い及び蜂群配置調整について、次のとおり同意します。

		チェック欄
1	個人情報の取扱いに当たっては、以下の内容について、同意します。 （1）県は、個人情報を、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。 （2）県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。 ① 法令に基づく場合 ② 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村及び他の都道府県）、関係機関等の協力が必要な場合	☐
2	蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。 養蜂振興法第8条第2項の規定に基づき、県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあります。	☐

注 「チェック欄」の欄は、□に✓印を付すこと。